

平成20年第4回葛城市議会定例会会議録（第5日目）

1. 開会及び閉会 平成20年12月17日 午前10時00分 開会
午後 6時21分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員18名

1番 赤井 佐太郎	2番 朝岡 佐一郎
3番 西井 覚	4番 藤井本 浩
5番 吉村 優子	6番 阿古 和彦
7番 川辺 順一	8番 川西 茂一
9番 寺田 惣一	10番 下村 正樹
11番 岡島 辰雄	12番 野志 昭
13番 西川 弥三郎	14番 南 要
15番 亀井 一二三	16番 高井 悦子
17番 白石 栄一	18番 石井 文司

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	山下 和弥	副市長	杉岡 富美雄
収入役	吉田 新之助	教育長	吉村 正好
総務部長	大武 勇吉	都市産業部長	石田 勝朗
保健福祉部長	花井 義明	教育部長	高木 久雄
水道局長	安川 登	消防長	北川 武雄

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	中島 克比虎	書記	中嶋 卓也
書記	西川 雅大		

6. 会議録署名議員 7番 川辺 順一 10番 下村 正樹

7. 議事日程

日程第1 一般質問

日程第2 葛城市議会常任委員会委員の選任について

日程第3 葛城市議会運営委員会委員の選任について

日程第4 葛城市議会特別委員会委員の選任について

日程第5 葛城広域行政事務組合の議会議員の選挙について

日程第6 奈良県葛城地区清掃事務組合の議会議員の選出について

追加日程第1 葛城市議会副議長の辞職について

追加日程第2 葛城市議会副議長の選挙について

追加日程第3 議第77号 葛城市監査委員の選任につき同意を求めることについて

追加日程第4 閉会中の継続調査並びに継続審査について

開 会 午前10時00分

石井議長 ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、これより平成20年第4回葛城市議会定例会第5日目の会議を行います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

17番、白石栄一君の発言を許します。

17番、白石君。

白石議員 議長の許可を得まして、一般質問をさせていただきます。

私の質問の第1は山下市長の市政に取り組む基本姿勢について、第2は葛城山麓等の自然環境と景観の保全について、第3は葛城市納涼花火大会についての3点であります。

第1に山下市長の市政に取り組む基本姿勢についてであります。まず地方自治の基本理念であります日本国憲法第92条に規定された地方自治の本旨に対するご認識について、お伺いをしてまいります。

ご承知のように日本国憲法は国民主権や基本的人権の基本原則から出発をして、地域住民の主権の主体として地方の政治や行政が地域の住民とその代表によって行われることを求め、第8章に地方自治を掲げ、第92条以下4カ条の規定を置いて地方自治を保障しております。第92条は「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は地方自治の本旨に基づいて、これを法律で定める。」として地方自治の基本理念を定めていますが、ここで重要なことは地方自治の本旨とは何か、どのように解釈し認識をするかということでもあります。今日における地方自治の本旨の認識は、住民の人権保障や民主主義を徹底する仕事を地域住民とその代表によって進める住民自治と、これらの公的事務を国から独立した地方公共団体の責任において執行をする団体自治の、双方を実現することにあるとされています。つまり地方自治の本旨は、地方自治体のことはその自治体の住民の意思に基づいて決定をし住民の参加によって執行するという住民自治原則と、地方自治体は方針の決定や執行の全体について国に対して自主的であるという団体自治の原則を貫き実現するということでもあります。市長はこの地方自治の本旨について、どのようにご認識をされているか、まず所見を求めるものであります。

次に、地方自治体の役割と仕事についてお伺いをしてまいります。

地方自治法第1条の2第1項は、「地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。」と定めています。これは、市町村、都道府県を含む全ての地方自治体が果たすべき役割と仕事を明確に定めたものであります。市長は地方自治体の役割と仕事についてどのようにご認識されているか、所見を求めるものであります。

次に、葛城山麓地域の自然環境と景観の保全についてお伺いをいたします。

6月の定例議会でも一般質問で取り上げましたが、葛城山麓中戸砂防区域の南面から西面にかけて新庄商事が行っている4万9,000平米もの林地開発にかかわる造成工事によって、スギや雑木などの立木が切り払われ山肌が削り取られた上に大量の土砂が持ち込まれて、県が

設置した砂防堰堤の間近にまで土砂が押し込んできています。この半年間で山麓の景観は無残な姿に一変しています。寺口や中戸の地元住民の皆さんから、どないになるんや、何とかならんのかなどの不安と怒りの声が上がっています。地元住民の不安や怒りはもったもであります。6月の答弁では林地開発は県森林保全課が許可をし、県市の関係機関も同意をして進められている事業とのことであり、パトロールを実施し造成計画どおりの工事が進められているかどうか監視をすると答弁がありました。防災に関しては県砂防課、高田土木事務所、市都市計画課、環境課、農林課でも1週間から10日に一度のパトロールを実施しているとのことでありました。林地造成計画の現状と対策はその後どのようなようになっているか説明を求めるものであります。

次に、大字寺口の金村谷の残土処分跡地について伺ってまいります。

金村谷は新庄商事が残土の処分に困ったあげく、地権者や地元寺口土地改良区に頼み込んで農地造成を条件に残土を搬入し谷を埋め立てたところであります。ところが、新庄商事が倒産したこともあって、山のように積まれたまま今日まで放置されています。地権者や地元土地改良区のみだけでは農地等に造成することは到底困難です。このまま放置しておいてよいのでしょうか。当時、新庄商事の残土処分に当たって旧新庄町も中に入って金村谷に持ち込むことになった経過がございます。市として何らかの対策支援が必要ではないでしょうか。答弁を求めるものであります。

私たちは、何千年、何百年かけてつくられた葛城山系の自然や景観を守り、後世に届ける責務があります。とりわけ行政の役割は重要であります。この山麓地域は砂防法第2条の砂防指定地であり、また森林法や景観保全条例が適用される地域であります。ところが新庄商事によって産廃処分場や林地造成等の名目で自然や景観がずたずたにされてまいりました。このままでは歯どめがありません。現行法や条例を厳しく適用するとともに、6月議会で提案をした土砂等による土地の埋め立て、盛土及び堆積並びに切り土行為について規制をする条例などを制定して、保全対策を強化すべきではないでしょうか。所見を求めるものであります。

次に、葛城市納涼花火大会についてお伺いをいたします。本席には議長を初め、商工会の会員であられる議員の皆さんが多いわけでありますけれども、僭越でありますけれども若干花火大会について取り上げさせていただきます。

葛城市商工会が主催をする葛城市納涼花火大会は今日では3,000発の花火を打ち上げられ、県内はもとより大阪からも見物客が詰めかける県下でも有数の花火大会に発展し、その壮大で美しい花火は多くの来訪者に感動を与え、葛城市民は地域の誇りとして夏の風物詩に潤いを感じております。本年は初めて7月20日の日曜日に開催され、歌謡ショーが企画されたこともあって最高の人手を記録いたしました。

この花火大会は毎年7月15日に行われています旧新庄町の住吉神社の夏祭りに、氏子や大字新庄の有志によって昭和30年ごろに打ち上げられた奉納花火が始まりで、商工会と地元の主催行事として引き継がれ葛城市の夏の名物行事に育てられてきたのであります。花火大会の準備は新年早々から始まり、商工会員さんや地元大字役員さんが実行委員会を中心にして

資金集めや近隣対策など前年度の反省点を踏まえ、何度も何度も集まり打ち合わせを重ねて準備を進めてまいっております。間近になれば、警察や市役所、小中学校の関係者などが参加をする全体会議を開き、最終調整を行っております。6カ月かけて1,000万円を超える資金を集め、民間企業や市役所などの協力を得て3,050台の駐車場を確保、会場近隣住民のお宅を1軒1軒訪問して協力をお願いに回ります。当日は交通整理要員として商工会員さんが100人、市役所から50人のボランティアと100人の警備員、駐車場要員も13人程度配置をしているのであります。當麻庁舎やほんみちさんを結ぶシャトルバスも運行されています。毎年商工会会員や地元役員など多くの人が大変な労力と時間をかけた努力の集大成が、あのすばらしい葛城市納涼花火大会となっているのであります。

山下市長は5カ条の中で観光事業の推進で観光都市宣言を打ち出していますが、この葛城市納涼花火大会を存続させ、市民に潤いを与え、葛城市をアピールするために葛城市の新しいまちづくりにどのように位置づけ、市としてどのような役割を担い、支援することができるか、どのようにお考えか答弁を求めるものであります。

さらに、市としてどのような役割を担い、支援をすることができるかの観点から、今懸案になっている問題について順次お伺いをしてまいります。

まず、近隣対策についてであります。花火大会を毎年継続していく上で一番大変なことは地元対策であり、近隣対策に係る交通整理等の要員や駐車場の確保の問題であります。奈良県内では葛城市や五條市、王寺町の花火大会が代表的なものでしたが、王寺町では近隣住民からの苦情で中止をせざるを得なくなりました。葛城市でも従来から燃え殻の落下によるゴミの詰まりや農産物の被害等がありましたが、とりわけことしは日曜日に開催されたこともあり、自動車での見物客が大幅にふえ、渋滞や路上駐車による住民生活への影響が大きくなりました。事前に予想されていたことであり、交通整理要員を市役所から20人を増員してもらおうなど大幅にふやしましたが、反省会では警察から交通整理要員は最低でも今の要員から50人増員することが必要だと指摘をされたのであります。

駐車場も前年の1,500台から3,050台分を確保するなど大幅にふやしましたが、大字新庄など近隣大字の渋滞状況や路上駐車の状況を改善するためには、5,000台分の確保が求められているとのことであります。現在、市は屋敷山公園の駐車場はもちろんのこと、新庄庁舎や當麻庁舎などの駐車場を提供しています。さらに、いきいきセンターや健康福祉センターの活用、シャトルバスの運行を前提に農村広場や新町運動公園、歴史博物館などの活用が考えられます。また高田バイパス高架下の活用も検討すべきではないでしょうか。交通整理要員でも市として本年は前年の30人から50人に増員しましたが、さらなる増員あるいは市民からのボランティアを募るなどの対策が求められていると考えられますが、いかがでしょうか。答弁を求めるものであります。

懸案の第2は運営資金の問題であります。先ほどもお話しましたが、これまで住吉神社の夏祭りに合わせて7月15日に開催をしていましたが、合併以来温めてきた葛城市の一大イベントとして発展させるために住吉神社の夏祭りと切り離して日曜日に開催することになり、ことしは7月20日日曜日に開催されました。このことによって予想以上に見物客がふえまし

た。喜ばしいことですが、近隣対策費、とりわけ交通整理要員などの人件費が増嵩することになったのであります。実行委員会は毎年1,000万円を超える資金を集めています。単年度ならいざ知らず、毎年の資金集めは本当に大変なことだと思います。商工会役員さん初め、730人の会員さんのご苦勞と熱意に敬意を表するものであります。また、毎年花火大会の存続発展を応援してくれる企業や市民の皆さんにもお礼を申し上げたいと思います。

今、地域経済が疲弊する中で、主要な財源を寄附で賄うことは大変困難な状況になっています。市として現在300万円を花火大会の支援として助成していますが、新市長のもと新しいまちづくりの重要な観光資源、葛城市を内外にアピールする一大イベントとして、住民とともに歩んでいる葛城市納涼花火大会の存続発展に特別の支援を求めたいと思います。ご所見を求めるものであります。

以上であります。再質問は自席から行わせていただきます。

石井議長 都市産業部長。

石田都市産業部長 それでは、白石議員の一般質問でございます葛城山麓等恵まれた自然環境の景観保全ということにつきまして、私の方から新庄商事によります山林造成の現状と対策、それと寺口金村谷の残土処分地の現状と対策ということについてお答えをさせていただきます。

まず、新庄商事によります山林造成の現状と対策ということでございますが、この新庄商事によります山林造成でございますが、先ほど白石議員からもご質問の中にありましたように、本年6月議会に白石議員より観光保全と防災対策についてということで質問をいただきまして、平成20年3月に提出されました林地開発の許可によるその整備内容、また砂防区域内指定に隣接しておりますので県砂防課等によるパトロールを実施していると答弁を申し上げたところでございます。

しかし、ご指摘のように現状は計画図面の形が見えてきていませんので、県森林保全課に2度指導をお願いしているところでございます。また、地元におきましてもこの林地開発による同意をされていますので計画の形が見えてこない状況の中で不安があり、年明け早々にも地元、県関係課、市関係課が協議を行いまして指導申し入れを行う予定をしております。なお、今回のこの林地開発でございますが、行為完了予定年度は許可日より5年ということになっております。この点につきましても、森林保全課と十分な協議を重ねてまいりたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

それから次に、寺口金村谷の残土処分地の現状と対策ということでございますけども、この造成工事につきましては、昭和61年11月に寺口土地改良区より農村基盤整備を実施する旨の届け出が当時の農業委員会に提出をされております。その整備内容につきましては、大字寺口字金村600番地ほか67筆でございます。面積につきましては、1万9,925平方メートルとなっております。造成地の中央に道路を配置いたしまして、計画造成高は、造成地北側にあります町道、現市道金村線でございますが、この高さを基準に造成する計画となっております。そして、計画できました段階で農地の区画割りを行うという旨の施工図面が提出されております。計画高さに粗造成されました時点で、施工業者から地権者側に一時的に他の掘削残土の仮置きしたいという要請がございまして、地元といたしまして仮置きの許可をされた

ということを伺っております。その後、施工業者に撤去を申し入れをされましたが、先ほどのご質問にありましたように当施工業者の倒産に至りまして、この土地につきましては現状の形ということになっております。なお、この土地につきましては地元改良区での事業でありまして、今後につきましてはどのように改良される思いであるのか、改良区またはその地権者と話し合ったいと考えております。

以上でございます。

石井議長 副市長。

杉岡副市長 それでは、景観保全のための対策につきまして、私の方から答弁させていただきたいと思っております。

葛城山麓地域におきましては、自然環境等景観保全をするために金剛生駒紀泉国定公園の指定や金剛葛城山麓景観保全地区にも指定されておるわけでございますが、これらの土地につきましては、自然環境と景観を保全するために法規制によりまして木竹の伐採、土地の形質の変更等の行為につきましては、葛城市の意見書を踏まえましてそれぞれ奈良県に許可申請の手続、または届け出が必要となっておりますわけでございます。

具体的に申しますと、景観保全をするために建築物の高さや形状等の制限、または排水計画や緑地計画としての植栽が義務づけられておるわけでございます。また、平成16年に景観に関する総合的な法律であります景観法が成立いたしまして、景観行政を進める上で法的な後ろ盾ができたわけでございますが、この法律に基づく景観計画策定等景観条例の制定に向けて、奈良県におきましてもその素案を作成されまして来年度から施行される予定をしておるわけでございます。これは奈良県が抱えます景観の課題を分析いたしまして、奈良県の良好な景観づくりの実現に向けまして基本項目と基本方針を定められ、景観を阻害するような行為につきましてはの制限をしようとするものでございます。この素案の内容でございますけれども、県内全域の景観計画を対象といたしまして、景観保全のための建築物、工作物の高さをその目的や面積によりますが、10メートルから15メートルの高さ制限が適用されておるわけでございます。また、土地の形質の変更や堆積物の高さに対しましても、2メートルから5メートルの範囲内で面積と延長の要件により高さを制限しようとするものでございます。そのほか、景観保全に必要な色彩や形態などにも一定の制限が設けられておるなど景観形成の基準と景観法に基づく届け出が必要な行為を明確にしたものでございます。

このような法規制が強化されまして、奈良県が作成いたします景観計画と景観保全条例が施行されることによりまして、一定規模の開発行為、建築物、工作物の、または堆積物に対しまして景観形成のための制限が加えられ、葛城市を含む県内全体の自然環境の保全がされるものと考えております。今現在、市独自のそれぞれの景観保全条例を設けておられる部分につきましては、いずれも風致地区が定められております市町村でございまして、奈良市、橿原市、明日香村が該当するわけでございます。これらの市につきましては、景観行政団体としての独自の活動をされるわけございまして、今度県が施行される景観保全条例の範囲外という取り扱いになろうかと思っております。したがって、私どもにおきましては、来年度から施行されます奈良県の景観保全条例の推移を見守りながら、さらに必要であれば市独自の

景観保全条例の方にも検討を加えてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

石井議長 都市産業部長。

石田都市産業部長 それでは、白石議員の3番目のご質問でございます納涼花火大会についてということでございます。

納涼花火大会につきましては、商工会にも確認をとりましたが、本年も継続して実施されるということでございます。また、本年の花火大会の反省会におきまして、いろいろ出ております中では交通の円滑な対策、駐車場の不足、警備員に駐車場の位置の徹底、地元住民からの通行についての苦情、不法駐車を取り締まり、それからガードマンの増員。このガードマンにつきましては本年ガードマンが100人、市職員が50人、商工会会員は50人という話を伺っております。それからシャトルバスの運行、また地域住民の理解、大字新庄地区の住民の同意を得ていない等、これらの苦情が寄せられているということでございます。警察の意見、それから駐車場、通行規制、案内板、地域住民の理解、警備、会場周辺での問題点、それぞれ担当した区域からの意見でございます。平成21年の花火大会に活かしていかななくてはならない問題点が多々あると思っております。

また、日程的には住吉神社の夏祭りに実施をされておりましたが、本年より日曜日開催ということになりまして人手の数も大変多くなってきております。今後につきましても、商工会、葛城市の夏の大きな行事となっておりますので、ことしの反省点を活かし、問題点解消に向けたイベントになるよう関係団体と協議を交わし、年1回の夏の祭典が全てにおいて無事に終了できるよう進めると商工会よりも回答をいただいているところでございます。

また、ご質問にもありましたように運営費、反省点、これらを十分協議いたしまして大会前の打ち合わせで問題点の起きないよう協議を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

石井議長 市長。

山下市長 ただいまの白石議員からのご質問にお答えをさせていただきたいというふうに思います。

まず、地方自治の本旨に対する市長の認識はいかにということでございます。

私、選挙のときから市民が主役のまちづくりだというようなことも言ってまいりましたし、また、これは今、日本国憲法のお話でございますけれども、過日アメリカの大統領選挙におきましてオバマ氏の当選が確定をいたしましたときには、「government of the people, by the people, for the people」という形で、「人民の人民による人民のための政治」ということが改めて言われた。そのことも本当にそうであるというふうに私も思っております。

さて、自分の考え方ということでございますけれども、もちろん住民の皆さんがこの葛城市の主役であり、住民の皆さんのためにどのようなサービスを提供していくのかということが我々に課せられた使命であるというふうに認識をいたしております。そのために住民の皆さんの声を集約できるシステムもつくり上げていかなければなりませんし、また私の方から住民の皆さんのところに出向き、さまざまな声を拾い上げていく、吸い上げていく、話をしってもらう、そのようなこともしていかなければならない。また住民の皆さんに参加していた

だけるような方法も考えていかなければならないなということは思っております。まず、自治体というか大字が44カ大字葛城市には存在をいたしておりますけれども、その44カ大字に私が出向き、住民の皆さんと意見の交流を行い、お話をさせていただく。住民の皆さんからのご意見を私に寄せていただく。また、私が思っておる葛城市の方向であるとか、そういうこともお話をさせていただき、意見の交換会を開催していきたいというふうに思っておりますし、それ以外にもさまざまな分野にわたって住民の声を聞いていきたい。そのためのテーブルづくりも必要なのかなというふうに思っておりますので、これは順次、逐次でございますけれども、そのような場を設けて平場で住民の皆さんとお話、意見交換をさせていただく場をつくっていききたいというふうに思っております。

また、地方自治体の役割、仕事についてということでございます。これは、まさしく白石議員がおっしゃってるように地方自治、住民自治と団体自治に分かれると。独自のその地域の住民の意思に基づいて国とは別個の統治機構によって行われるものなんだということでございます。確かに私は過日の民生の委員会でも少しお話をしたかもしれませんが、今そういう自治体のあり方の考え方というか、あり方そのものが大きな過渡期を向かえているんじゃないかというふうにも思っております。今まで流れとしてですけれども、法的には独立したものでありますけど、流れとして国や県、そこから下部組織では決してありませんけれども、そのような考え方に基づいてというか、そのような流れの中で地方自治体が来てた分、補助金やまたそういったものが上から流されるような感覚があったのかなというふうにも思っております。しかし、本来の地方自治、住民自治の考え方、地方自治体のあり方ということ踏まえて考えていくと、葛城市独自の歩んでいき方、それに国はその考え方を理解し、またそれに対して応援をしていくことが当たり前という言い方をしたらおかしいかもしれませんが、応援をしていくのが筋であろうと思えますし、また今現在これだけの経済不況の中で国から流れてくる補助金なりそういった交付税も今度は非常に厳しいというふうな情報も入ってきておりますけれども、そういうものがどンドンどンドン絞られていく中で、葛城市独自でやはり成り立っていくために、どのようなことをしていかなければならないのかということも考えていかなければならない。ただただ国からの補助金等に頼るだけではなく、葛城市独自で事業をするにも民間の力をおかりしたりとか、また住民のお力を結集して葛城市として成り立っていかなければならないというふうに考えております。その役割、仕事、住民福祉の増進を図る、また自治体の住民の命や地域の産業、生涯学習、教育の保障を図る、雇用の確保、市民参加による環境づくりというようなことでございますけれども、まさしく葛城市に住んでおられる住民の皆さんが、葛城市に住んで幸せだと思えるような行政でどこまでお力になれるのかということ、これも一概には言えませんけれどもその環境を整えていく、そういう意味でのインフラの整備を行っていく、そのことは必要なんだろうなというふうに思っておりますし、それに基づいてさまざまな事業を展開し、サービスを提供していかなければならないというふうに思っております。

また、市民参加による環境づくりということでございますけれども、もちろん私は常々支援をしていただいている方やそのほかの方にも言っておるところでございますけれども、私は

もちろん住民の皆さんから選んでいただいた立場であるから一生懸命に頑張りますよと。しかしこれは議員のときの話ですけど、私だけが頑張っている葛城市というのはよくはない。やはり3万6,000人市民がいらっちゃって、そのお一人お一人が葛城市をもっといいまちにしたいと少しでも思い、少しでも自分の力をどのような形でかわかりませんが、おかしをいただいて、そしてその思いが結集をしたときに葛城市というのはやはりよくなっていくだろうというふうなことを、いつもお話をさせていただいております。

これはちょっと具体的な話というか、全然白石議員のお話の意図しているところではないかもしれませんが、過日高知県のある県会議員とお話をすることがありまして、その方のお話の中で非常におもしろい話がありましたのでちょっと紹介をさせていただきたいし、あ、なるほどなと思った話がございます。

高知市には3本の一級河川というか大きな河川があって、その草刈りに大変苦慮をしておられた。ところがある団体が、これNPOだったのか市民団体だったのかちょっとわからないですけども、このままではだめだろうということでみずからボランティアとして始められ、最初は10人前後、それが20人、30人とふえ、物すごい数になって非常に大きな輪になって、高知市内を流れる3本の河川の草木というかそういう雑草が全て一掃されるようになった。これをある高知市の職員が、これを市の事業として取り組んでおれば数千万円から1億数千万円の事業になってしまうんです。それを住民みずから、市役所もちろん職員も参加をしてそれをやってきたんですけども、本当に軍手とビニール袋、ごみ袋だけで、その支給だけでできるようになったんだと。やはり自分たちのまちをよくしていく、それをどういうふうにして認識をしてもらい……。認識をしてもらいという言い方は失礼ですね。取り消していただきたいと思うんですけども、どういうふうに分たちのまちをよくするためにそれを思い、動いてもらえるのかという動議づけをやはりしていかなければならないし、そのための方策も考えていかなければならないなというふうにも思っております。

また続きまして、そのほかの質問に対しましてですけども、まず新庄商事の景観の問題。これも私が市長に就任をいたしましてから大字寺口の役員さんであるとか、また中戸の役員さんであるとか来られて大変に不安がっておられる状況、またお話をさせていただきました。短い時間でしたので全てのお話を聞き取りをさせていただくこともできませんでしたけれども、先ほど石田部長が申し上げましたとおり、そこで私はできるだけ早い段階で当該大字寺口、また中戸、それとその隣接する太田の3大字の区長さんなり水利組合の役員さんを一堂に集まってもらって、そこに当市の担当の部長を同席させ、また県の担当者等々来てもらって、まず共通認識を持ってそれを葛城市として、じゃ、その共通認識のもとどのように対処していけばいいのかということもやっていかなければならないので、そのテーブルを早々につくってほしいということを示唆をいたしました。それで来年の早々にそのテーブルをつくらせていただいて、そこで解決方法に向けて模索をしていくという運びにしたいと思っております。また、この問題というのは都市計画の問題と環境の保全の問題、この2つにまたがっております問題でございまして、その2つの問題をどのように成り立たせていくのかということも含めて、大きくとらえて考えていかなければならないなというふうにも思っております。

ます。

続きまして、花火大会の問題でございます。これは葛城市独自でやっている問題ではなく、商工会が中心になっていただきやっけていただいております。私も毎年この花火大会を楽しみにしておるところでございますけれども、本年は住吉のもともとの花火大会からまた独立した形で、日にちも日曜日になって大きく花火大会をされたというふうに確認をしておりますけれども、この問題は葛城市として応援をしていくのか、またいろいろと助成がことしは300万円だったのがそれをどういうふうにしてふやしていくのかということでございますけれども、これはここで軽々に判断ができないというか、今現在葛城市の財政状況も含めて大きく見直していきますということを打ち上げております。もちろんこの花火大会、葛城市の一つの風物詩というか、それで大きな特色の一つになっておりますので応援していきたい気持ちというのはもちろん持っております。しかしながらこれだけを突出をしてほかのものができなくなるというような状況もあるかもしれません。何もまだ財政の予算査定の着手をしていない状況の中でこれを拡大します、また継続しますということをちょっと軽々に言えない状況でございますので、その辺はご勘弁をいただきたいというふうに思います。

また、そのほかの問題に関しまして、職員を現在30名から20名増員をして50名になっているこの問題も、ここからまた葛城市の職員を増員して70名になるのか、80名になるのかというようなお手伝いのお話でございますけれども、これも市の仕事に支障を来すかどうかということもきちっと確認をしていかないといけませんし、そのことによりもちろん職員に応援をさせる、市の大きなイベントに対して協力をさせていただくということはやぶさかではございませんし、積極的にさせていただきたいところではございますけれども、本来の仕事に支障が出るようなことがあってもいけないということで、これも十分に吟味をし、確認をし、考えさせていただきたいというふうに思っております。

また、そのほかの問題につきましても、規模が拡大すればするほど問題も大きくなってくる駐車場の問題であるとか、そのほかの問題いろいろと出てまいります。それも商工会の役員の皆さんといろいろとお話をさせていただきながら、どのような形が適当であるのか、どういうふうな形にすれば葛城市のこの花火大会がより多くの人たちに楽しんでいただける状況になるのかということ、話し合いをしながら進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

石井議長 17番、白石君。

白石議員 それぞれ市長並びに副市長、そして都市産業部長からご答弁をいただきました。

まず、市政に取り組むに当たっての基本姿勢、その中で地方自治の本旨についてどのような認識を持たれているかということでお伺いをいたしました。市長のお答えでは、住民と一緒に住民参加のもとでこの市政を運営をしていきたい、このような答弁だったというふうに思いますし、また国との関係でも独立した自治体としての役割も今日の状況、国と市町村都道府県との関係を見直さなければならない状況にあるけれども、基本的には団体自治というその原則については憲法で規定されたその趣旨そのものをご理解して、その方向で市の運

営をされていくというふうを受けとめました。それでよろしいですね、はい。

念のためにご紹介をしておきたいと思います。地方自治の本旨について、明確に見識のある見解を出された意見であります。これは、全国の町村会が合併にかかわって平成15年5月に国に提出をした市町村合併のあり方に関する意見の中で述べていることであります。「そもそも地方自治とは、地方における政治と行政を地域住民の意思に基づいて国から独立した地方公共団体が、その権限と責任において自主的に運営することを指すのであり、地方分権改革の意義は憲法で保障されたこの地方自治の実践にほかならない。」このように、地方自治の本旨に示された住民自治、団体自治に基づく見識ある見解が述べられているのであります。そういう意味では、これらの見解を山下市長にとってはこの私と同じように見識のある意見だというふうに思われるというふうに思いますし、また市長は12月5日の本会議の冒頭のあいさつの中で、市民と一緒にを基本理念とこう申しました。これは、まさに住民自治の原則を体してのことであつたと思うわけであります。しかし私は団体自治の面でもぜひ市長が見識を発揮していただいて、今国による地方交付税の削減の問題、本当に医療や介護や障害者福祉に至っては大変厳しい状況が地方自治体に押しつけられています。そういうことからやはり国に対して市民の声、市政の実態をきちっと反映できる、反映していただける立場で頑張っていたきたい、このように思います。もちろんこれには、本当に市民が主権者としての自覚と自立に目覚めた支えがあつてこそ、やはり住民自治や団体自治が私は実現していくものというふうに考えております。いろいろ例も挙げていただきましたけれども、まさに住民が主人公、主権者であるということを肝に銘じて市政の運営に当たっていただきたいというふうに思いますし、また地方自治法に定められています住民福祉の向上、これを市政の柱にして取り組んでいただきたい、このように思います。基本的な考え方については、この程度にしておきたいと思います。

山林造成の問題であります。新庄商事はこれまでも何度となく産廃や残土の処分、山林造成などにかかわって、県が許可した条件や計画を守らず葛城山麓の貴重な自然や景観を台なしにして、地元大字や関係者に多大な迷惑をかけてきたことはご承知のとおりであります。このたび、造成する森林が3万7,000平方メートルで5平方メートル当たり1本のスギまたはヒノキを植樹することになっています。しかし、新庄商事が林業経営に取り組む気があるとはとても思えません。本当は他に目的があるのではないのでしょうか。今回の林地開発で新庄商事はどのような利益が上がるでしょう。50年、60年先を見越しての植樹は到底考えられないものであります。では、どうして林地開発が行われるのでしょうか。それは、山林造成の名目で大量の残土が持ち込まれていることを見ればわかると思います。私はこの12月11日午前10時から11時までの間にどれだけの残土が持ち込まれているか調査をしまいた。1時間の間に29台のダンプが残土を搬入をいたしました。1日にしますと、232台分ぐらいになるということであります。この事業は許可される前から行われています。昨年12月ぐらいから残土が搬入されています。じゃ、1年間でどれほどの量が持ち込まれたか。一月15日の稼働で試算をしてみますと、ダンプ1台に積める残土が5.5立米として、1カ月で1万8,975立米になります。1年間に持ち込まれる残土の量は何と22万7,700立米程度にもなります。相

当な量が持ち込まれているわけでありまして。またこれを1立米当たり1,200円の処分料を取っていたとしたらどうなるか。22万7,700立米であります。ダンプ1台5.5トン、立米でありますので、6,600円の処分料となります。これを1年間で試算をしてみますと、約2億7,000万円程度のもうけ、収入があったと見られます。こんなぼろい話はありません。私はこれが最大の目的ではないか、このように考えます。それが事業が完了するまで5年間も続けられたら、その残土の量はいかばかりになるか。彼のこの収入はどれほどになるのか。まあ一生これで食うていけるわ、確かにそのとおりになるということですね。実感をしたわけでありまして。みずからのもうけのために、葛城市の貴重な自然環境や景観を破壊されたのではたまったものではありません。この林業開発の事業に対して、県森林保全課は許可を出しているんです。県市の関係機関は同意をしています。許可をし、同意をしておきながら、あとは業者に任せてほったらかし。県や市は直ちに指導強化を強めるべきであります。景観条例をつくって対応していく、こんな悠長なことを言ってもらってはやっぱり困るわけで、やはり部長が答弁されたように年始にはということでありましてけれども、直ちに私は対応していただきたい、このように思います。そして金村谷の処分地については、いろいろないきさつはありますけれども、私はよく寺口に登るときに北側を通るわけでありましてけれども、これはとてもこれだけの量を実際に処分をして農地にするということはこれは大変な事業になります。とてもこれは改良区ではできないということは、これは部長の答弁にありましたように、その認識で私は地権者や改良区との話し合いをしてどうしていくか取り組んでいただきたいというふうに思います。

石井議長 白石議員、時間が……。

白石議員 あと3分やね。

石井議長 持ち時間です。

白石議員 はい。それから納涼花火大会であります。

私は今はまさに商工会にお任せという形で、要員の配置あるいは助成金を300万円出して支援をします。駐車場を支援するということになっております。私は商工振興も同じように考えているわけですが、やはり市が本当にその気になって市職員が商工会と連携をして地域の商工振興を図っていくということが大事だと思いますし、この納涼大会も含めて私は市としてもしっかりとやっぱり育てていくという立場ですね。そういうことからするならば、最後の調整段階あるいは反省会で市の関係者が入っているいろいろアドバイスをし、いろいろ協力していることはよくわかっていますけれども、やはり実行委員会にも参加をして実際にどのような取り組みが行われているかということをも身をもって体験をし、そのことを市政に反映をしていただきたいということがお願いであります。やはりこれだけの大きな規模になりますと、地元住民には大きな負担がかかっています。しかし商工会の役員さんや地元役員さんの本当に粘り強い、根気よい、懇切丁寧なやはりこの対応で、何とか地元住民の皆さんは本当に協力をしていただいているわけです。これをこのままにしておけば、本当に王寺のような状況になることも考えられるわけで、ぜひそこはこの納涼花火大会の位置づけを市としてきちっとしていただいて、それに基づいてどのような役割支援ができるかということをお考え

いただいて、市長から答弁いただきましたようにじっくり、まあじっくりでは困りますけれども、お考えいただいて早く結論を出していただきたいということを申し上げて質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

石井議長 白石栄一君の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時00分

再 開 午前11時35分

石井議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど、副議長の川辺順一君より葛城市議会副議長の辞職願が提出されました。

ここでお諮りいたします。この際、葛城市議会副議長の辞職についてを日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

石井議長 ご異議なしと認めます。

よって、葛城市議会副議長の辞職についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1、葛城市議会副議長の辞職についてを議題といたします。

副議長の辞職願を事務局長に朗読させます。

中島事務局長 命により朗読いたします。

辞職願。

このたび都合により市議会副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

平成20年12月17日。

葛城市議会副議長 川辺順一。

葛城市議会議長 石井文司様。

以上でございます。

石井議長 お諮りします。

川辺順一君の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

石井議長 ご異議なしと認めます。

よって、川辺順一君の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

ただいま、副議長が欠けました。この際、葛城市議会副議長の選挙についてを日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

石井議長 ご異議なしと認めます。

よって、葛城市議会副議長の選挙についてを日程に追加し、選挙を行うことに決定いたしました。

追加日程第2、副議長選挙を行います。

副議長選挙は投票で行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

石井議長 ご異議なしと認めます。
よって、選挙は投票により行います。
議場を閉鎖願います。

(議場閉鎖)

石井議長 ただいまの出席議員は18名であります。立会人は会議規則第31条第2項の規定により、8番、川西茂一君、17番、白石栄一君の両名を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載してください。白票は無効といたします。

(投票用紙配付)

石井議長 投票用紙の配付漏れはありますか。

(「なし」の声あり)

石井議長 配付漏れはなしと認めます。
投票箱を点検します。

(投票箱点検)

石井議長 異常なしと認めます。

これより投票に移ります。

職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次記載台で投票用紙に被選挙人の名前を記載した上、投票をお願いいたします。

(投票)

石井議長 投票漏れはありますか。

(「なし」の声あり)

石井議長 投票漏れはなしと認めます。
投票を終了いたします。
議場の閉鎖を解きます。

(議場開場)

石井議長 開票を行います。

川西茂一君及び白石栄一君、立ち会いをお願いいたします。

(開票)

石井議長 開票の結果を報告いたします。

投票総数18票。これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち有効投票18票、無効投票0票であります。

有効投票中、高井悦子君2票、寺田惣一君16票、以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。

よって、寺田惣一君が葛城市議会副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました寺田惣一君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

寺田惣一君、当選の承諾及びごあいさつを登壇の上、お願いいたします。

寺田副議長 一言、ごあいさつを申し上げます。

ただいまは大勢の皆様方のご支援を賜り、副議長に選出賜りまして身に余る光栄に存じます。心から厚くお礼を申し上げる次第でございます。

ご承知のとおり、私はまだ未熟無学な者でございますが、皆様方のお力添えをいただきながら全身全霊を傾け、葛城市政、そして葛城市議会のために働いてまいる所存でございます。どうぞ議員の皆様方の並びに理事者の皆様方、ご指導ご鞭撻を心からお願い申し上げまして、甚だ簡単でございますが副議長就任のごあいさつにさせていただきます。どうもありがとうございました。(拍手)

石井議長 日程第2、葛城市議会常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

協議のため、暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時51分

再 開 午後 4時55分

石井議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

あらかじめ、本日の会議時間は議事の都合により延長します。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後4時56分

再 開 午後6時05分

石井議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどから議題となっております葛城市議会常任委員会委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり、議長において指名いたします。

なお、委員長、副委員長につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、休憩中に各常任委員会を開き、選任いただいておりますので、ご報告いたします。

総務文教常任委員会委員長、阿古和彦君、同じく副委員長、高井悦子君。民生水道常任委員会委員長、朝岡佐一郎君、同じく副委員長、白石栄一君。都市産業常任委員会委員長、吉村優子君、同じく副委員長、下村正樹君。

以上です。

日程第3、葛城市議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

ただいま議題となっております葛城市議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり、議長において指名いたします。

なお、委員長、副委員長につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、休憩中に議会運営委員会を開き、選任いただいておりますので、ご報告いたします。

議会運営委員会委員長、藤井本浩君、同じく副委員長、下村正樹君。

以上です。

日程第4、葛城市議会特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

ただいま議題となっております葛城市議会特別委員会委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり、議長において指名いたします。

なお、委員長、副委員長につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、休憩中に各特別委員会を開き、選任いただいておりますので、ご報告いたします。

行財政改革特別委員会委員長、藤井本浩君、同じく副委員長、西井覚君。まちづくり事業特別委員会委員長、下村正樹君、同じく副委員長、赤井佐太郎君。葛城市議会改革特別委員会委員長、亀井一二三君。同じく副委員長、白石栄一君。

石井議長 日程第5、葛城広域行政事務組合の議会議員の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

石井議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。

指名の方法については議長が指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

石井議長 ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

葛城広域行政事務組合の議会議員に寺田惣一君、そして私、石井文司を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました兩名を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

石井議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました寺田惣一君、そして私石井文司が葛城広域行政事務組合の議会議員に当選いたしました。

兩名が議場におりますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

日程第6、奈良県葛城地区清掃事務組合の議会議員の選出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

選出の方法については議長が指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

石井議長 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

奈良県葛城地区清掃事務組合の議会議員に川辺順一君、下村正樹君、寺田惣一君、そして

私、石井文司を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました4名の諸君を奈良県葛城地区清掃事務組合の議会議員と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

石井議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました川辺順一君、下村正樹君、寺田惣一君、そして私、石井文司を奈良県葛城地区清掃事務組合の議会議員に選出することに決定いたしました。

お諮りいたします。

先ほど市長から議第77号議案の提出がありました。この際、本案を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

石井議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第3、議第77号 葛城市監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案を事務局長に朗読させます。

中島事務局長 命により朗読いたします。

議第77号 葛城市監査委員の選任につき同意を求めることについて

地方自治法第196条第1項の規定により、下記の者を選任いたしたく、議会の同意を求める。

記

住所 葛城市疋田●●●

氏名 川西茂一 昭和●年●月●日生

平成20年12月17日提出

葛城市長 山下和弥

以上でございます。

石井議長 本案につき提案者の説明を求めます。

市長。

山下市長 ただいま議題となりました議第77号 葛城市監査委員の選任につき同意を求めることにつきまして、提案理由の説明をいたします。

本案につきましては、監査委員の石井文司氏から、本日17日付をもって辞任願が出されたので、新たに議会議員として、豊かな経験があり人格ともにすぐれている川西茂一氏を監査委員に選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。よろしくご同意賜りますようお願いを申し上げます。

石井議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 質疑ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第77号議案を採決いたします。

本案についてこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

石井議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第77号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

お諮りいたします。

先ほど、閉会中の継続調査並びに継続審査の申し出が提出されました。この際、本件を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

石井議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第4、閉会中の継続調査並びに継続審査についてを議題といたします。各常任委員長並びに議会運営委員長から、葛城市議会会議規則第104条の規定により、所管事項についての閉会中の継続調査の申し出が出ております。また、決算特別委員長から同じく葛城市議会会議規則第104条の規定により、認第1号についての閉会中の継続審査の申し出が出ております。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、所管事項について閉会中の継続調査とし、認第1号について閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

石井議長 ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査並びに継続審査とすることに決定いたしました。

以上で本定例会の日程は全て終了いたしました。

閉会のあいさつを申し上げます。

議員の皆様方には4日の開会以来、慎重にご審議をいただき、また格段のご協力によりまして、本日まで議会運営が円滑に進められましたことを厚く御礼申し上げます。また、議員の皆さんのご協力を賜りまして議会の構成もできましたことに厚く重ねて御礼申し上げます。今定例会より新体制となったわけですが、各執行機関におかれましては、会期中に出されました意見や要望を真摯に受けとめられ、引き続き市政の執行に当たられますよう要望し、私の閉会のあいさつといたします。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

山下市長 閉会に当たりまして、一言、ごあいさつを申し上げます。

去る12月4日から開会されました平成20年第4回葛城市議会定例会の全日程を終えていただき、本日閉会の運びとなりました。その間提案いたしました人事案件を含めた全議案、慎重にご審議賜り、いずれも可決承認いただきましたことにつきまして心から御礼申し上げる次第でございます。

また、今定例会におきまして西川議長、川辺副議長が退任をされ、新しく石井議長、寺田副議長が選任され、各常任委員会、特別委員会の体制も整えていただき、新しい体制がスタートをいたしました。退任されました西川議長、川辺副議長には行財政改革が進む中での議会運営に奔走いただき本当にご苦労さまでございました。

また、新しくご就任いただきました石井議長、寺田副議長におかれましては、ご就任おめでとうございます。大変ご苦労をおかけいたしますが、どうぞよろしくお願いをいたします。本定例会は私が市長就任以来初めての定例会であったところでございますけれども、この会期中において皆様から賜りましたご意見、ご提言を私の応援メッセージであるというふうに解釈し、またさまざまご提言をいただいたということをそれを確実に副市長初め職員一同となり3万6,000人市民の幸せづくりのために活かし、精いっぱい取り組む所存でございます。議員各位におかれましては、なお一層のご支援とご指導を賜りますようお願いを申し上げます。

本年も余すところわずかとなったところでございます。行く年も来る年も議員の皆様方におかれましては、よい年でありますようお願い申し上げますとともに、ことし一年間本当にありがとうございました。心から感謝を申し上げまして、閉会に当たりましてのごあいさつといたします。本当にありがとうございました。

石井議長 以上で、平成20年第4回葛城市議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉 会 午後6時21分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

議 会 議 長 石 井 文 司

議 会 前 議 長 西 川 弥 三 郎

署 名 議 員 川 辺 順 一

署 名 議 員 下 村 正 樹